



NEWS

No.49
April 1996

日本工学アカデミー広報委員会
office: 〒100 東京都千代田区丸の内1-5-1
(新丸ビル4階007)

tel: 03-3211-2441~2
fax: 03-3211-2443

《特集》科学技術基本法に望む

EAJ News No.47で既報の通り、昨年末待望の科学技術基本法が成立、公布・施行されました。

そこで、広報委員会では、アカデミーにとっても関係浅からぬこの基本法の運用について、会員の内から産・官・学を代表する次の4名の方々に御寄稿をお願い致しました。

また、政策委員会でも同様に、科学技術基本法に関し各委員の意見を求め、それらと前述の寄稿原稿内容を取りまとめたものを、アカデミーの提言として、会長名で科学技術会議（科学技術基本法の要求する科学技術基本計画を策定）に提出する予定にしております。

特集

「科学技術基本法の意義と展開への課題」

日本学術会議第5部長（帝人（株）顧問） 内田盛也 / MORIYA UCHIDA

橋本首相は、「強じんな日本経済の再建」を掲げ、21世紀までの5年間を3段階に分け、①本格的な景気回復の実現、②抜本的な経済構造改革、③自由で創造的な経済社会の発展基盤整備を行う事を施政方針に示した。そして目指すのは「科学技術創造立国」であり、わが国最大の資源である人間の頭脳、英知を十二分に活用し、未来を支える有為な人材の育成や知的資産の創造を行い、経済フロンティアの拡大を図るとしている。

昨年11月に成立した「科学技術基本法」は、この科学技術創造立国実現のためのものであると考えている。

基本法は、憲法と個別法の間にあって、憲法の理念・理想を個別法に反映させることがその主な役割とされる。歴史的転換期における産業社会の変化に対応して、科学技術創造立国の理念を、長期的視点に立ちつつ個別法の新たな方向付けを行えるという点で、基本法成立の意義は大きい。

この基本法の成立を受けて科学技術会議は、今年6月をめどに「科学技術基本計画」を策定し、国会へ報告する義務を負っている。

国民の未来への希望の国家戦略として、科学技術予算を早期倍増し、やがて国家安全保障費に匹敵する国家予算になることは必至だけに、当然国民の理解が得られる国家の総力を結集した基本計画を策定すべきである。

「研究費には支払者のメッセージがついている」とは吉川弘之東大総長の名言だが、今後10年程度を見通した5年間の基本計画は、その出来具合は国民生活の未来を大きく左右する国家の命運がかかっており、国費を負担する国民は、現状打破への切実な願いと明るい希望ある未来への期待を込めてメッセージを送っているといっても過言ではあるまい。

科学技術会議は、明治以来の硬直化した縦割り構造を打破し、産学官の英知を結集し、国家要請達成のため省庁横断的に全国家機能を活用する計画策定を行わなくてはならない。これま

のように年2回、しかも一時間程度の形式的な会議では、閣僚、専門家である議員の識見反映の責任は果たし得ない。

科学技術政策がおよぶ範囲は広く、アカデミック研究と教育の文部省、国策プロジェクト担当の科学技術庁だけでなく、国民が関心を持つ産業活性化の通商産業省、高度情報化の郵政省、食料安全保障のための農林水産省、国民健康保全の厚生省、物流輸送の運輸省、震災安全に関係する建設省、地球環境の環境庁、国際関係の外務省など、さらに地方自治体も関連し、言いかえれば、科学技術は行政・産業・国民生活に深いかかわりを持ち、これほど国家戦略理念を必要とする政策はないといえる。

基本計画の策定は、これまでのように各省庁の計画を積み上げたようなキャッチアップ調整型であってはならない。新経済社会構築の支柱

として、またアジア・太平洋地域との共生を踏まえ、戦略的思考による計画性のある構想提案型、つまりフロントランナー構想型でなければならない。

未来の社会要請を見通し、専門性、多様性を踏まえて産業技術革新政策を中核とする基本計画を立案するには、関係団体の利益代表ではなく、専門性が高く、見識と国際感覚に優れ、国民の立場に立った実行力に富む産・学・官の人材の結集が求められ、参謀本部的機能が必要と思われる。それにつけて思い起こされることは、1863年米国大統領リンカーンは、南北戦争の影響で欧州からの「知」の伝達遮断を憂い、科学アカデミーを設立して米国民の未来を創造開拓するため、全米科学者技術者の協力と奮起を要請したことである。科学技術基本法成立は、日本国民が同様な呼びかけを我々にしているものと私は受けとめている。

特集

「科学技術基本法に期待する」

(財)機械振興協会副会長(元工業技術院長) 杉浦 賢 / MASARU SUGIURA

1960年代の終わり頃、国会に提案されて審議未了で廃案となり、そのまま棚上げになっていた「科学技術基本法」が、先般、議員立法として成立しました。その背景には、国による研究開発投資の対GNP比が先進国中で最低である状況も含めて、わが国の科学技術の将来への危機感があったものと思われます。

この基本法の意義は、科学技術振興に関する総合的な施策の策定とその実施を国の責務であると明記した点にあると思います。

基本法によると、科学技術会議の議を経て、「科学技術基本計画」を策定することになっており、6月を目途に基本計画を作るべく、科学技術会議によって検討が進められています。これがどのようなものになるのか判りませんが、基本計画への期待と要望を述べてみたいと思います。

科学技術振興に関しては、基本法に示されているように、研究資金、人材の確保、研究交流の促進、環境の整備、研究支援機能の充実などが検討の対象になりますが、これらは多くの問題を抱えつつ相互に密接に関連しております。基本計画においては、総合的な立場から、相当

具体的に踏み込んだ内容の施策が示され、それが政府によって強力に実行されていくことを期待しております。

次に、具体的に2、3の問題について述べてみます。私は国立研究所で仕事をして来ましたが、その立場からの記述となりますが、御了解を頂きたいと思います。

国の研究開発投資については、平成4年1月の科学技術会議第18号答申に盛られている「できるだけ早期に倍增」という計画を引き継ぐものと思われますが、問題は倍增の内容です。基本法では、産学官の連携、国際交流の促進を述べておりますが、国立研では旅費が不足し、国際学会への出席等、海外渡航の30~40%は自費によるものです。また、国立研の所長裁量で利用できる経常研究費のかかなりの部分が光熱水料に消えているのが現状です。基本計画の中で、あまり細い点について述べることはできないと思いますが、研究投資倍增のあるべき姿については明記して欲しいと思っております。

国立研の研究者は、国家公務員であることによる規制が厳しく、大学や産業界との間で、人、金、物の流れが制約を受けます。研究交流促進

法の制定でかなりの改善が行われましたが、制度上の問題についても十分な検討をお願いしたいと思っております。

これらの問題の中のいくつかは、平成7年度の補正予算で手当されました。例えば、通産省や科技庁から、大学の研究者に対して相当大きな研究費が出され、外国出張旅費なども追加されております。また、平成8年度予算案で、科学技術関係は10%を越える伸び率となっております。このような科学技術に対する追い風の中で、基本法を梃子として、適切かつ強力な政策が進められていくことを大いに期待しております。

基本法によって強力な科学技術政策が進められていくと、研究者の方もこれにしっかりと応

えていかなければなりません。

柔軟で競争的な研究環境の醸成や評価の重要性がよく論じられております。そのために必要なことの一つは、研究所長裁量権の拡大です。所長裁量権を拡大することによって、問題に柔軟に対応でき、また、適切な評価を行って、優れた人材に良好な研究環境を与えることができます。大きな裁量権には責任が伴い、その所長の研究所運営は外部からの評価の対象となり、これによって、研究所内に緊張感が出てくるのも大切なことです。

以上、基本法への期待と要望を述べてきましたが、基本法の制定で仏ができたこととなります。この仏にどのような魂を入れ、それがどのように機能していくかが、今後の課題です。

特集

科学技術基本法への期待（大学の立場から）

名古屋大学工学部教授（日本学術会議第5部会員） 松尾 稔 / MINORU MATSUO

1. はじめに

基本法が成立した今、早急に必要なのは、教育研究の現場から基本計画策定のための「具体策」を一つでも、二つでも提言することである。さらに重要な点は、今後の具体的事業が、官学共に未経験の大変難しい事業だという認識を持つことである。

2. 実施体制の確立

基本法は成立し、戦略研究やCOEの概念も出た。基本計画の理念や基本方針も早晚まとめられるに違いない。これに金さえあれば実効ある研究が進み、人材が育つか。答は否である。科学技術に関する明確な将来展望を立て、研究目標を定め、申請案件を正當に評価・決定し、教育研究費を配分しなければならない。このプロセスを適正に実施するためには、上記の一連の作業段階を通して確固たる方法論と実行手段が必要である。これは学問的にも技術的にも、また人事的にも大変難しい大システムであり、省庁個々の思いつきでできるようなものではない。産官学から成る、真に権威ある、縦割り行政を超えた新しい機関が必要である。我国には、戦略性に必須の上記課程を本格的、組織的に行った経験も蓄積もない。金を配る前に、鍵ともいべきこの組織の実現にこそまず努力すべき

である。成果の予測確率が低い基礎研究の評価・実行には特に重要である。

3. 大学における研究の視点

いきづまりつつある産業界の研究の一部を大学に肩代りさせる姿勢でことに臨むならば、大学の教育研究はいずれ崩壊する。当然のことだが、大学は中長期的研究の場であり、同時に人材育成のための教育の場である。大学には独自の理念と実行のための明確な視点が必要である。2点だけ挙げておきたい。①研究の基礎となるレベルの高い学問的素地が大学にあること。新技術の端緒は多分に感性によるが、研究上のヒントを得るには学問的下地がいる。②研究に自己増殖性があること。①、②によって中長期的研究の視野が開け、人材も育つのであり、これらの点は大学側の問題であると同時に、第3者機関による重要な評価の視点でもある。大学への教育・研究投資は中長期的視野でなされなければならない。

4. 研究費の配分

ここでは3点だけ述べておきたい。①人件費について。研究は基本的に「人」によることを忘れてはならない。たとえ独創的なリーダーと設備があってもそれだけでは研究は進まない。定員増も必要だが、まず研究費の中から研究員

の臨時雇用、大学院生への奨学金支給の自由裁量権を教官に与えるべきである。ここ一兩年、省庁間の確たる連携的思想なしに研究設備が大学につきだし、このような状況に慣れていない教官は喜々としてこれに飛びついている。この状況が加速されればいずれ人不足が顕在化して実効は上らず、“大学に無駄な大金（設備）をつぎ込んだ”という、かつてのバブル経済と同種の状況を生む危険性がある。苦しまぎれに、適性を無視して院生を増やせば、将来オーバードクター問題に苦しむことになる。“大学の活

性化＝装置の数”の図式は間違いである。②講座費的研究費の重要性。プロジェクト研究は、その時期のはやりの分野が厚遇されがちとなる。大学の研究の生命の一つは、一見、確たる利用目的も成果も見定められない基礎研究である。厳正な評価が必要だが、今地味な分野にこそ定常的に研究費がまわることが重要である。③その他：紙幅がないので結論だけ書く。大学のスペース不足は限界を超えている。設備も人もはや入らない。設備の前に入れ物が必要である。

特集

科学技術基本計画に望むこと

埼玉大学大学院政策科学研究科教授 丹羽富士雄／FUJIO NIWA

科学技術基本計画と聞けば、科学技術会議による答申を連想する。基本計画は科学技術基本法に基づいて策定されるので、従来の答申あるいはそれに基づいた科学技術政策大綱とはかなり違ったものになると予想される。どの点で従来の答申を越えねばならないか。

筆者は従来の答申の中でも11号答申は政策として優れていたと評価している。その理由は、明示されてはいないものの(1)国の長期的な目標、(2)国の当面の課題、(3)科学技術課題、(4)具体的施策と重点領域、というようにより長期的全体的なものからより具体的な方策へと、4層からなる構造を読みとることができるからである。これは他の答申には見られない11号答申の大きな特徴であり、結果としてかなり説得力のあるものであった。

この経験に照らせば、基本計画にまず求められるのは政策が構造化されていることである。11号答申では、残念ながらよく読んで分析することによって初めて構造が見えるようになっていた。これでは不十分である。だれにでも分かるように明示的な構造が必要である。構造では、まず科学技術に限らず国の長期的な目標を明らかにする。次いで、当面解決しなければならない中期的な具体的課題あるいは問題領域を特定する。このような課題を科学技術政策がどのような方針で対処するかを明確にする。11号答申では国際貢献など3項目が挙げられていた。最後に個別具体的な政策や重視領域を明示するこ

とである。これによって科学技術政策を貫く論理とシナリオが明らかになる。11号答申では、単に構造が見えるだけで各層間の関係が必ずしも明確でなかった。

このような構造は政策の重点やポイントを評価する枠組みになる。したがって、望まれるのは、過去の答申がともすれば陥りがちであった個別政策の総花的羅列や玉虫色表現ではなく、メリハリの利いた戦略的な政策構造である。それはより上位の目標を達成するためにはどの程度下位の方策が必要かを明らかにするので、必然的に数量的な目標を明示することとなろう。また、目標志向的な政策になるので、既存の研究開発の延長よりも、新産業の創出につながる研究開発や各種データベースの構築など従来ともすれば軽視されがちな新分野の研究が重視されるようになるだろうか。産学官の機能と役割分担も問い直されるに違いない。

構造が明確になれば、具体的な研究開発資金の配分等も筋の通ったものになると期待できる。それは構造によってどの施策が重要かの評価が見えるようになるからである。同時に従来の不具合を正す新しい仕組みが必要になろう。例えば、研究プロジェクトの採択に当たっては、利害関係のない専門の常勤調査官を置くなど、客観的な事前評価のために十分な体制と資金が必要である。従来場合によってはほとんど何も行われていない事後評価も改善する必要がある。これらの情報が蓄積されれば、次年度以降

の評価がより合理的になることが期待できるので、データベース化がぜひ必要である。なお、事前と事後の評価を充実すれば、研究資金の使い方を含めて実際の研究活動は柔軟にすべきではないか。例えば、国際化時代を迎えて、従来の海外旅費は少なすぎるし硬直化している。

個々のプロジェクトの評価も重要であるが、基本計画そのものの評価も重要である。当初の計画がどの程度実現されたかに関しては、研究資金等のインプット面の計測はそれほど困難ではない。しかし、効果を測定することは非常に

むずかしいと思われるので、その面の調査や研究を充実することが望まれる。

最後に、基本計画は基本法に基づいたまさに国民的な政策であり、従来に較べても多額の資金を投入することになる。また、その成果は有形無形に広く国民の生活に密着したものになる。だとすれば、基本計画自身が分かりやすいことの他、その周知および計画の結果や評価の公表、さらに踏みこんで計画作成や評価に非専門家の意見を反映させる等、国民の理解を得るための様々な努力が必要である。

NEWS

講演会—第78回談話サロン「生体に適用される医療用材料の課題と展望」

中島浩衛 / KOE NAKAJIMA

日時 平成8年1月25日(木)

場所 愛知厚生年金会館

講師 國友哲之輔氏(東レ(株)、理事、医薬・医療事業部門、医療機器事業部長)

第78回談話サロンでは、生体に適用される医療用材料の課題と将来への展望などについて、人工腎臓の研究開発を、20年にわたって行ってこられた豊富な体験を持つ國友氏の講演を伺った。

臨床に適用されている主要な医療機器分野は、平成6年の医療費25.7兆円(内医薬品7兆円)の中で、医療器具が7%の1.8兆円でその中の医療材料は8千億円となっている。これらの中で、一品目が100億円以上の医療用具に注射器、カテーテルをはじめ各種の医療用具があり、今回の講演では、人工腎臓などの体外循環用具を中心に伺うことができた。

PL問題などで企業が医療用材料を提供されなくなってきたことが、医療用具がかかえる一番重要な問題となっていることについて、米国と日本の例を挙げて説明された。また、この問題は、一私企業だけの対応では難しい問題であり、医療用材料の危機の時代が到来していることを、学会などでアピールする必要があると強調された。

医学的な必要性のもとに、医療用材料の開発設計を行うとき、材料としての工学的設計を基本にするが、法規制や経済性抜きには語れない時代になったと述べている。特に法規制問題で

は、昨年の薬事法の改正(再審査制度、GMP許可要件化、トラッキングの導入、適性使用義務など)と昨年7月にできた製造物責任法(PL法)であると。また、経



國友哲之輔氏

済性の問題では、医療保険制度での薬価問題やパスできるかなど相当の時間とエネルギーを要するとしている。

体外循環、血液透析は國友氏が永年かけて研究開発してきた分野であるが、これらを取り巻く環境が厳しくなり、若い技術者達をディスカレッジさせないように、努力されているという。血液透析は、1994年日本で14.2万人(人口100万人当たり1100人)が使用しており非常に多く、次いで米国(720人)、英国(日本の半分)の順になっている。血液透析は初めは救命だけが目的であったが、今では延命も出来るようになってきている。日本では医療保険が適用されて急に透析の治療をうける患者が多くなった。腎移植にはどうしてもドナーの限界があり、透析治療法が世界的に普及していくことが予想されるという。

体外循環治療法は、血中に存在する毒素や病因物質を迅速かつ効率的に除去でき、毒性や副作用がすくないこと、また、患者からの離脱が容易であり、医薬との補完的利用関係などの特徴をもっている。しかしながら透析を続けて20年も経つと約60%の人が痛みを訴える障害など

もあるということも伺った。今後体外循環法で除去したいターゲット物質として、末期腎不全、毒物中毒、肝不全、高脂血症および感染症・敗血症などを引き起こす病因物質を挙げている。また、敗血症に対する新しい繊維の開発ができ、人工腎臓について第2の体外循環法として現在取り組んでいるという大変心強い紹介もあった。

最後に医療用材料の開発状況について触れ、

米国では全く新製品は造れない状況にあり、今では外来の患者の治療は、10回も20回も使い古した汚いものを使って治療をうけているという。PL法などが導入されてくると、日本の人工腎臓メーカーも同じようになる可能性もあり、今後の医療用材料の開発は、日・欧で頑張らなくてはならないと結んでいる。また、講演後の質疑応答も活発であった。

NEWS

日本学術会議第5部会員との懇談会

桜井 宏 / HIROSHI SAKURAI



岡村会長



伊藤正男日本学術会議会長



内田盛也第5部長

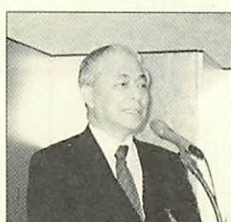
恒例の日本学術会議第5部会員との懇談会は、2月16日に学術会議に近い‘はあといん乃木坂’（健保会館）で開催された。学術会議第16期会員が選出された時は、第16期第5部会員の約半数が当アカデミーの会員であったが、その後約1年半の間に5名の会員がアカデミーに入会され、親密の度を加えている。

本年の懇談会では、昨年11月の科学技術基本法の成立を受けて、岡村会長の挨拶、伊藤正男日本学術会議会長及び内田盛也第5部長の御挨拶ともこの点に触れ、特に内田部長（当アカデミー会員）からは、本法成立の経緯と学術会議としての取り組みにつ

いて若干詳しいお話があった。その後、学術会議第5部会員でもある西澤潤一副会長の発声で乾杯し、懇談に入った。

伊藤会長には、1994年に西澤潤一副会長
談話サロンで脳のお話を頂いた関係もあって、アカデミー会員には知己も多く、今後学術会議と協力して活動する機会も益々増えると思われるので、多数のアカデミー会員が伊藤会長と懇談できたのは大変有意義であったと思う。

科学技術基本法で要求される科学技術基本計画が策定されつつあるこの時期、話題は尽きず、懇談は予定時間を大幅に超過したが、非常に意義深い会合であった。



西澤潤一副会長



新入会員の紹介

分野 (2)	小高 康邦	日本電気(株)技術顧問
(2)	佐藤 繁	(株)富士通研究所代表取締役社長
(2)	土居 範久	慶應義塾大学理工学部教授
(2)	持田 侑宏	(株)富士通研究所取締役
(3, 6)	岡上 明雄	日揮(株)専務取締役技術開発本部長 兼総合環境企画室長
(4)	野村 東太	横浜国立大学学長
(4, 6)	前田 進	(株)日本港湾コンサルタント代表取締役副社長
(5)	石田 洋一	東京大学工学部教授 (材料学科)

以上 8名

新入外国人客員の紹介

George W. Gray

Professor Emeritus, University of Hull
UNITED KINGDOM

以上

INFORMATION

第10回通常総会開催通知

会員各位

日本工学アカデミー

平成8年5月17日(金)午後3時10分から、東京都千代田区麹町1-4東條会館において、下記議題により本会第10回通常総会を開催致しますので、会員各位に通知致します。

なお、正式通知は追って差し上げます。

議題

1. 平成7年度事業報告及び収支決算報告
2. 平成8年度事業計画及び予算(案)
3. 平成8年度日本工学アカデミー役員選出
4. その他

以上

総会後、各委員会・専門部会報告並びに懇親会を計画しております。

なお、例年総会後に行われる特別講演は、今回は講師の御都合により、午後2時(総会開始前)より開催されます。講師には、日本工学アカデミー会員で経団連会長、トヨタ自動車(株)取締役会長豊田章一郎氏をお願いし、演題は未定ですが、21世紀のさらなる技術革新に向け、工学アカデミーに期待することなどについてお話頂く予定にしております。

「工学教育」連合講演会協賛のお知らせ

日時 平成8年5月17日(金) 9:30~17:00

会場 東京理科大学 1号館記念講堂(飯田橋)
(新宿区神楽坂1-3 Tel:03-3260-4271)

主催 (社)日本工学教育協会

共催 主要20学協会

協賛 日本工学アカデミー他

《プログラム要点》

テーマ：産業構造の変革に対応した大学と企業

での教育のあり方

開会挨拶(9:30~9:35)「工学教育」連合講演会

実行委員会委員長 白石振作氏

基調講演(9:35~10:25)「21世紀の日本の技術
開発と工学教育」

講師：東北大学総長 西澤潤一氏

(当会副会長)

セッション1(10:25~12:05)

講演1「90年代後半の製品開発に求められる
材料開発者の教育」

講師：日経BP社制作管理本部第一制作室長
丸山正明氏

講演2「通信衛星を利用した大学教育とリフレ
ッシュ教育」

講師：東京工業大学教育工学開発センター
長教授 清水康敬氏

セッション2(13:15~14:55)

講演3「アジア工科大学院における工学教育」

講師：東京大学生産技術研究所教授
村井俊治氏

講演4「技術・技能の伝承と教育」

講師：大阪大学工学部教授 岩田一明氏

セッション3(15:10~16:50)

講演5「グローバルエンジニアの育成」

講師：三菱総合研究所常務取締役
山田郁夫氏(当会会員)

講演6「産業活動のグローバリゼーションに
適した人材育成」

講師：三菱化学アメリカINC.副社長
小沼和彦氏

参加費： 5,000円

＊お問い合わせ先

(社)日本工学教育協会 東京都港区三田
3-5-21 三田アルスビル (担当 守屋)

Tel: 03-5442-1021 Fax: 03-5442-0241

事務局からのお知らせ

昨年11月、液晶のパイオニアとして著名なGeorge W. Gray教授が京都賞受賞のため来日された際、特にお願ひして、談話サロンで御講演頂きました。

“Liquid Crystals and Some Future Prospects for their Applications”と題された御講演は、通訳なしで行われ、出席者には、教授より事前に頂戴した講演テキスト、OHPコピー、並びに専務理事による講演和訳が配付されました。

今回、それらに質疑応答(和英共)を加えたものが印刷物になりました(81pp.)。頁数が多くなったため、予算の関係でInformationとして全会員にお配りすることはできませんでしたので、御希望の会員に配付致します。

液晶をつくる化合物の研究から、各種電子機器の表示装置として重要な液晶表示デバイスが開発されるまでの、多分野にまたがるイノベーションプロセスを知ることができる貴重なお話ですので、御希望の方は事務局まで御連絡下さい。

尚、別掲の通り、Gray教授は去る3月22日の理事会で、外国人客員会員に選出されました。

事務局人事

平成8年3月31日付

依願退職 事務局長 中山茂雄

4月1日付

事務局長事務取り扱い

専務理事 桜井 宏

4月1日付

事務局長補佐

志満宣子

AESEAP' 96東南アジア

太平洋工学教育協会

工学教育国際会議併催展示会のお知らせ

前号でお知らせ致しました工学教育国際会議の開催に併せて、“'96教育総合機器・システム展”(平成8年4月24日(水)~26日(金) 於幕張メッセ)が開かれます。

同展示会のパンフレットと御招待状が事務局に届きましたので、今号のニュースと共にお手元にお届け致します。

EAJ News、EAJ Information保存用のグリーンファイルに残部がございます。御希望の方は、事務局までお申し出下さい。

森 博 会 員

基礎地盤コンサルタンツ(株)代表取締役会長

平成8年2月3日逝去 享年73歳

鶴戸口 英善 会 員

東京大学名誉教授

平成8年2月16日逝去 享年79歳

謹んで御冥福をお祈り致します。

編集後記

心弾む季節の訪れと共に、私たちアカデミーの事務局にも小さな変化がありました。

3月末日で中山茂雄氏が事務局を離れ、一方、非常勤ではありますが女性スタッフがひとり加わって、‘女性の園’へと様変わり致しました。

さらにきめ細かい対応で会員の皆様の御要望にお応えしたいと存じます。これまで同様、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

末筆ながら、森博様、鶴戸口英善様の御冥福を心よりお祈り致します。



日本工学アカデミー広報委員会